

# 農林水産商工委員会資料

(農林水産部所管分)

## ■報告事項

- ① 7月豪雨及び8月7日からの大雨に係る被害状況と対応について … P1～4
- ② 新型コロナウイルス感染症への対応について … P5

令和2年8月25日  
農 林 水 産 部



## 7月豪雨及び8月7日からの大雨に係る被害状況と対応について

【農林水産総務課】

### I 7月豪雨に係る被害状況と対応

#### 1. 被害状況

農林水産関係被害：1,986百万円

##### ①農作物等

- 被害市町村：松江市、雲南市、浜田市、江津市、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町
- 被害状況：農作物（水稻、果樹、野菜）冠水・流出、土砂流入  
農業用施設・機械等（白ネギ皮むき機、パイプハウス）浸水、全壊等  
農作物 214ha 46百万円、 農業用施設・機械等 43百万円

#### 【生産者別被害状況】

| 生産者    | 被害区分             | 人数                | 被害面積<br>(ha) | 被害金額<br>(千円) | 被害の概要                             |
|--------|------------------|-------------------|--------------|--------------|-----------------------------------|
| 認定農業者  | 農作物のみ            | 3名、3法人            | 5.0          | 9,261        | 水稻、野菜（白ネギ、アスパラガス、小松菜等）冠水          |
|        | 農作物 及び<br>農業用機械等 | 3法人               | 82.1         | 24,273       | 水稻、野菜、果樹冠水                        |
|        |                  |                   | －            | 8,512        | 白ネギ皮むき機4台、運搬車、ブレン<br>ドキャスター、乗用除草機 |
|        | 農業用機械等のみ         | 1法人               | －            | 8,385        | トラクター1台 他                         |
|        | 小計               | 3名、7法人            | 87.1         | 50,431       |                                   |
| 新規就農者  | 農作物のみ            | 1名                | 0.5          | 1,115        | 野菜（冠水）                            |
| 集落営農法人 | 農作物のみ            | 2法人               | 0.4          | 477          | 水稻（水没、流木流入等）                      |
| 農業法人   | 農業用機械等のみ         | 1法人               | －            | 2,000        | 自走式トレンチャー1台                       |
| 上記以外   | 農作物被害            | 160名<br>下記との重複者あり | 126.0        | 11,316       | 水稻、野菜、エゴマ、茶等：冠水、土<br>砂流入          |
|        | 農業用機械等被害         | 23名               | －            | 24,187       | ハウス、米乾燥機、精米器、保冷庫、<br>コンバイン等：浸水・破損 |
|        | 合計               | －                 | 214.0        | 89,526       |                                   |

## ②農地・農業用施設

- ・被害市町村：松江市、安来市、雲南市、出雲市、大田市、浜田市、江津市、益田市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町
- ・被害状況：畦畔崩壊、田畑土砂流入、水路・農道等法面崩壊 他  
農地 159箇所 480百万円、農道、水路等 189箇所 705百万円、  
農業集落排水施設 2箇所 84百万円

## ③林道・林地

- ・被害市町村：松江市、雲南市、出雲市、大田市、浜田市、江津市、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、西ノ島町
- ・被害状況：法面・路肩・斜面崩壊 他  
林道 80箇所 207百万円、林地 28箇所 367百万円

## ④造林地等

- ・被害市町村：浜田市、吉賀町
- ・被害状況：林業専用道路面洗掘、森林作業道土砂堆積  
2箇所、1百万円

## ⑤林産施設等

- ・被害市町村：出雲市、川本町
- ・被害状況：チップ工場・事務所、計量機械冠水 他  
2箇所、7百万円

## ⑥水産物・水産施設

- ・被害市町村：松江市
- ・被害状況：棧橋破損  
1箇所、0.03百万円

## ⑦漁港

- ・被害市町村：大田市
- ・被害状況：泊地埋そく  
1箇所、2百万円（流木撤去費用）

## ⑧その他

- ・被害市町村：出雲市、大田市
- ・被害状況：農地海岸及び漁港海岸への流木等漂着  
6海岸 2,040 m<sup>3</sup>、44百万円（流木撤去費用）

## 2. 対応

### (1) 主な復旧対策・支援事業

#### ①農林水産公共施設等の復旧

○災害復旧事業及び災害関連公共事業〔農地整備課・森林整備課・漁港漁場整備課〕  
〔現計予算額 4,048,600 千円〕

- ・被災した農地、農業用施設、林道・治山施設等の復旧対策及び海岸漂着物の処理等を実施

#### ②事業者の被災施設等の復旧支援

○強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）〔農業経営課〕  
〔現計予算額 54,000 千円〕

- ・大雨により被害を受けた農業者を対象に、国の事業を活用し、被災した農業用施設や機械等の復旧にかかる一部経費を助成

〔対象者〕 大雨により農業用施設等が被災した農業者 等

〔補助率〕 国 1 / 2、県 1 / 6、市町村 1 / 6、農業者 1 / 6 など

〔対象経費〕 被災農業用施設・農業用機械等の復旧費、撤去費 等

○農業復旧対策事業〔農畜産課〕

〔現計予算額 225,000 千円〕

- ・大雨により被害を受けた農業者の農業用施設や機械などの復旧を支援するため、復旧に要する経費を市町村とともに支援

〔対象者〕 認定農業者、農業法人、集落営農組織など

〔補助率〕 県 1 / 3、市町村 1 / 3、農業者 1 / 3 など

〔対象経費〕 被災農業用施設・農業用機械等の復旧費、撤去費 等

○大雨農業被害対策特別資金〔農業経営課〕

〔預託〕 現計予算額 500,000 千円〕

〔利子・保証料補給 7/28 専決予算額 99 千円〕

- ・大雨による被害を受けた農業者を対象に、被災した農業施設等の復旧にかかる資金の貸し付けを実施

- ・当初 3 年間無利子・無保証料とするため、利子・保証料補給を併せて実施

〔使途〕 施設等資金（施設の撤去費、復旧費等）、運転資金

〔対象者〕 認定農業者、農業法人、集落営農組織等

〔融資利率〕 当初 3 年間 0 %、4 年目以降 0.15 %

〔保証料〕 当初 3 年間実質 0 %、4 年目以降 0.20 %※

〔※H30.7 豪雨農業被害対策資金の融資を受けた農業者は保証料を全期間 0 %（不要）とする。〕

〔融資枠〕 5,000 万円

## (2) その他

### ①相談窓口の設置

- 農林振興センター、隠岐支庁農林局・水産局、水産事務所内に相談窓口を設置（7月15日）

### ②職員派遣

- 江津市及び美郷町からの要請により、農地・農業用施設被害状況調査に係る技術職員を派遣（7月20日～21日）

### ③その他

- 島根県農業協同組合、漁業協同組合 JF しまね等へ、被災者に対する貯金の払戻しの柔軟な対応、共済金の迅速な支払い等の措置を要請（7月16日、17日）

## II 8月7日からの大雨に係る被害状況

農林水産関係被害：現在調査中

## 新型コロナウイルス感染症への対応について (令和2年7月31日専決処分)

### ○新型コロナウイルス感染症対策資金（農業者、漁業者向け）の拡充

【農業経営課、水産課】

#### (1) 事業内容

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている農業者、漁業者向けに創設した、融資制度について、返済期間を延長（10年→15年）する制度拡充等を実施

|       | 運転資金（県単制度） | 借換資金（国制度）   |   |
|-------|------------|---|---|
| 農業者向け | 資金名        | 令和2年新型コロナウイルス感染症対策資金  | 農業経営負担軽減支援資金  |
|       | 対象者        | 新型コロナウイルス感染症により経営の維持安定が困難となった農業者  | ・農業所得が総所得の過半を占める者<br>・60歳未満の者では、主として農業に従事（60歳以上の者の場合は後継者が農業に従事）   |
|       | 利子         | 0.10% → 0<br>(JAしまねの支援により当初5年間無利子)  | 0.20% → 0<br>(貸付当初5年間無利子)   |
|       | 保証料        | 0.20% → 0<br>国の制度拡充に合わせ全期間無保証料<br>10年 → 15年無保証料<br>国制度拡充に合わせ無保証料期間延長<br>R2専決<br>補助金(R2分) (669千円)<br>基金積立金(R3~11分) (5,908千円)<br>R3~17分(増加分)※ 2,513千円<br>計 (6,577千円)<br>2,513千円<br>※ 債務負担行為設定           | 0.58% → 0<br>国：貸付当初5年間免除<br>県：6年~10年 → 6~15年無保証料<br>償還期間の特認(15年)に合わせ無保証料期間延長<br>R2専決<br>補助金(R2分) (0千円)<br>基金積立金(R7~11分) (423千円)<br>R7~17分(増加分)※ 532千円<br>計 (423千円)<br>532千円<br>※ 債務負担行為設定     |
|       | その他        | 償還期間 10年以内 → 15年以内(据置3年以内)<br>国制度拡充に合わせ償還期間延長<br>取扱期間 R2.9.30まで → R2.12.31まで<br>(商工労働部資金と合わせ期間延長)   | 償還期間 10年以内 → 15年以内(据置3年以内)<br>償還期間の特認(15年)に合わせ償還期間延長<br>取扱期間 R2.9.30まで → R2.12.31まで<br>(商工労働部資金と合わせ期間設定)  |
| 漁業者向け | 資金名        | 令和2年新型コロナウイルス感染症対策資金  | 漁業経営維持安定資金  |
|       | 対象者        | 新型コロナウイルスにより、経営の維持安定が困難となった漁業者  | 個人：整理対象債務を有し、本資金の融資を受けることにより経営の再建が可能であると認められる者<br>企業：直近の事業年度の末日現在において3ヶ年の漁業収支に逓算して損失が生じている者等  |
|       | 利子         | 0.10%   | 0.20% → 0<br>(貸付当初5年間無利子)   |
|       | 保証料        | 0.71%~1.09% → 0<br>国の制度拡充に合わせ全期間無保証料<br>10年 → 15年無保証料<br>国制度拡充に合わせ無保証料期間延長<br>R2専決<br>補助金(R2分) (2,478千円)<br>基金積立金(R3~11分) (21,885千円)<br>R3~17分(増加分)※ 8,692千円<br>計 (24,363千円)<br>8,692千円<br>※ 債務負担行為設定 | 1.20% → 0<br>国：貸付当初5年間免除<br>県：6年~10年 → 6~15年無保証料<br>償還期間の特認(15年)に合わせ無保証料期間延長<br>R2専決<br>補助金(R2分) (0千円)<br>基金積立金(R7~11分) (872千円)<br>R7~17分(増加分)※ 1,059千円<br>計 (872千円)<br>1,059千円<br>※ 債務負担行為設定 |
|       | その他        | 償還期間 10年以内 → 15年以内(据置3年以内)<br>国制度拡充に合わせ償還期間延長<br>取扱期間 R2.9.30まで → R2.12.31まで<br>(商工労働部資金と合わせ期間延長)   | 償還期間 10年以内 → 15年以内(据置3年以内)<br>償還期間の特認(15年)に合わせ償還期間延長<br>取扱期間 R2.9.30まで → R2.12.31まで<br>(商工労働部資金と合わせ期間設定)  |

#### (2) 予算額 12,796千円（基金積立金）

4月専決予算額 32,235千円 補正後予算額 45,031千円

※R3年度以降執行分については、基金へ積み立てを行い、各年度に実際の保証料を取崩し